

# 口蹄疫侵入と風評被害の防止へのご協力をお願いします!!

マスコミ報道などで既にご存じのこととは思いますが、韓国・中国・台湾をはじめとする諸外国に続き、国内でも10年ぶりに宮崎県において口蹄疫が発生しました。

口蹄疫は、牛・豚・羊・などの偶蹄類がかかる非常に伝染力の強い病気であり、伝染経路は動物や人・衣類・靴・土などのほか風による飛散も想定されます。

現時点では北海道での発生は確認されておきませんが、万が一発生した場合は家畜農家だけではなく、地域経済や皆さんの生活にも大きな影響を及ぼすことになります。口蹄疫の侵入を未然に防ぐため、関係者以外は町内家畜農家の農場や現在放牧中の町営牧場へ立ち入らないようお願いいたします。

また、これから本格的な観光シーズンを向かえ道内及び国内外からの人の往来が増えることなどから、北海道や町などにおいて、公共施設や交通機関などにおける消毒マットの設置など様々な侵入防止の対策が講じられていますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



# 口蹄疫



口蹄疫は人に感染することはありません。

また、口蹄疫が発生した農場周辺の家畜の移動を制限しているため、感染した牛や豚などの肉や牛乳が市場に出回ることはありませんので、これまでどおり畜産加工品のご愛用をよろしく申し上げます。

## ジャガイモシストセンチュウの侵入を防ごう！ ～侵入防止にご協力お願いします～

せたな町では、ジャガイモシストセンチュウについて、生産者や関係機関・団体の連携の下、侵入防止に努めております。一般町民の方もむやみに農地に入らないなど、さらなる侵入防止の徹底についてご協力をお願いします。

### ■ジャガイモシストセンチュウとは？ ～根に寄生する恐ろしい害虫です～



ジャガイモの根に寄生し、生育に甚大な被害を与える害虫です。一度侵入すると撲滅させること、また新たに作付することが困難になるため、当町のジャガイモ生産者へのダメージは計りしれません。

ジャガイモシストセンチュウは、自力ではほとんど移動できません。主に農機具や自動車の車輪、靴等についた土砂、汚染地域で生産された種芋や苗木、球根、汚染地域の土砂の混入の可能性がある肥料や資材などとともに運ばれるなど人為的な伝播が要因と推察されています。

### ■問い合わせ先■

本庁産業振興課農業振興係 ■ 0137-84-5111  
瀬棚総合支所産業建設課農林振興係 ■ 0137-87-3311  
大成総合支所産業建設課農林振興係 ■ 01398-4-5511  
北檜山町農業協同組合営農販売課 ■ 0137-84-5311  
新函館農業協同組合若松基幹支店営農生産課 ■ 0137-85-1331



# 後期高齢者医療制度 からのお知らせ

## ●問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合  
札幌市中央区南2条西14丁目  
☎011-290-5601

## 平成22年度の保険料について

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を決めており、平成22・23年度は新しい保険料率になります。

役場本庁保健福祉課高齢者医療係 ☎0137-84-5111

瀬棚総合支所地域町民課国保高齢者医療係 ☎0137-87-3311

大成総合支所地域町民課国保高齢者医療係 ☎01398-4-5511

## ■平成22・23年度の保険料率

$$\begin{matrix} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ 44,192\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(所得 - 33万円)} \times 10.28\% \end{matrix}$$

＝

1年間の保険料  
(100円未満切捨て)

平成22年度の保険料額は、  
7月に個別にお知らせします。

●1年間の保険料の上限額は50万円です。

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

▼保険料のお支払い方法を、口座振替に変更できます。

口座振替への変更をご希望される方は、役場本庁の高齢者医療係又は各総合支所の国保後期高齢者医療係へお申し出ください。手続き方法について説明いたします。

## ■保険料の軽減

### ◆均等割の軽減(年額)

- 軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前(年額)	軽減後(年額)
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	44,192円	4,400円
33万円	8.5割軽減	44,192円	6,628円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数)*単身者の方は該当しません	5割軽減	44,192円	22,096円
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	44,192円	35,353円

例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

$$\begin{matrix} 168\text{万円} \\ \text{(年金収入)} \end{matrix} - \begin{matrix} 120\text{万円} \\ \text{(公的年金等控除額)} \end{matrix} - \begin{matrix} ※15\text{万円} \\ \text{(特別控除額)} \end{matrix} = \begin{matrix} 33\text{万円} \\ \text{(軽減判定の所得)} \end{matrix} \Rightarrow \text{8.5割軽減該当}$$

※65歳以上の方の公的年金に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

### ◆所得割の軽減

- 加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

### ◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減

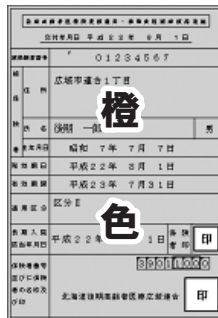
この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。市町村国保や国民健康保険組合は除きます。

均等割	9割軽減(年額4,400円)
所得割	かかりません

## ■減額認定証をお渡しします

現在ご使用の減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)は、平成22年7月31日にて有効期限が満了となり、8月以降のご使用ができなくなります。7月中に新しい減額認定証をお渡ししますので、8月1日からご使用ください。

なお、減額認定証の用紙は**橙色**です。



## 住民税非課税世帯の区分Ⅰ・区分Ⅱの適用

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方 ・老齢福祉年金を受給されている方

## ■医療費通知の送付を希望される方へ

- これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付していましたが、平成22年度から発行を希望される方のみへの送付に変更となりました。
- 今後も医療費通知を希望される方は、お手数ですが、広域連合または役場(支所)担当係までご連絡ください。

⇒ご連絡の際には、被保険者番号のわかるものをお手元にご用意ください。

⇒すでに「送付を希望する」旨ご連絡をいただいた方は、再度のご連絡の必要はありません。